

菊川市立総合病院薬剤師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、薬学を履修する大学に在学する者で、卒業後菊川市立総合病院（以下「市立病院」という。）において薬剤師の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内において、修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、市立病院の薬剤師の確保に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項の薬学を履修する課程を有する同法に基づく大学（以下「大学」という。）に在学する者のうち、市長が定める年次に在籍するもの
- (2) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師の免許（以下「薬剤師免許」という。）を取得した後、直ちに市立病院の薬剤師（正規職員に限る。以下同じ。）として勤務する意思を有する者

(貸与額)

第3条 修学資金の貸与額は、月額100,000円とする。

(貸与期間)

第4条 修学資金の貸与期間は、第6条第2項の規定による貸与の決定の日の属する月から大学の正規の修学期間の終了する月までの間とする。

(利息)

第5条 修学資金は、無利息とする。

(貸与の申請等)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立て、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、貸与の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により修学資金の貸与の決定の通知を受けた者は、規則で定めるところにより、その借用誓約書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し等)

第7条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の規定による貸与の決定を取り消し、その旨を当該修学生に通知するものとする。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 学業成績の著しい不良、心身の故障その他の理由により修学の継続の見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった

と認められるとき。

- 2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 市長は、修学生が正当な理由がなく第12条第1項若しくは第3項の規定による届出を行わなかったとき又は同条第4項の規定により市長から提出を求められた在学している大学の学業成績証明書の提出を行わなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により修学資金の返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、貸与を受けた修学資金（第1号に規定する場合にあっては返還対象月分の修学資金として既に貸与された額、第10条第2項の規定により修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の一部が免除された場合にあっては当該修学資金の返還の債務から当該一部を免除された額を控除した額）を月賦の均等払いの方法により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 前条第1項の規定により、修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。
 - (2) 大学を卒業した日から1年を経過したとき。
 - (3) 市立病院において薬剤師の業務に従事した月数が修学資金の貸与を受けた月数に満たないとき。
- 2 前項第3号の場合において、同項に規定する返還すべき額の計算方法は次のとおりとする。ただし、勤務した月数に1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

その者が貸与を受けた修学資金の月額×（貸与月数－市立病院において薬剤師の業務に従事した月数）

(返還の猶予)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第3号の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 大学を卒業した後、薬剤師の免許を取得後、引き続き市立病院において薬剤師としてその業務に従事しているとき。
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるとき。
- 2 前項の規定による猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申

請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の債務の免除)

第10条 市長は、借受人で、大学を卒業した日から1年以内に薬剤師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後、直ちに市立病院の薬剤師となり、引き続き市立病院において薬剤師としてその業務に従事している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間当該業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する当該業務の従事期間中に当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき。

- 2 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 大学在学中に死亡したとき。
- (2) 前項第2号に定めるもののほか、死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務を履行することが困難であると認められるとき。

- 3 第1項又は前項の規定による免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否及び額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第11条 借受人は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項に定める延滞利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(届出等)

第12条 修学生又は借受人（以下「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 修学生等又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (4) 連帯保証人に変更があったとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- (6) 大学を卒業したとき。
- (7) 市立病院において薬剤師の業務に従事したとき。
- (8) 市立病院において薬剤師の業務に従事しなくなったとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成するために必要があると市長が認めるとき。
- 2 修学生等が死亡したときは、その遺族等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 修学生は、その現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 4 修学生は、市長から、在学している大学の学業成績証明書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。